

また減る相続対策

ここ数年、生保業界で繰り返し話題になっていた、いわゆる年金受給権の評価方法の改正が盛り込まれています。

現行の評価方法による評価額と実際の受取金額の現在価値が乖離していることに着目して是正するものです。

この定期金に関する権利取得後に一時金受取への変更や解約が出来る生命保険を利用した相続税の節税策がまた一つ封じられることになるのです。

この改正は来年の4月1日以後の相続等からになりますが、駆け込み契約への対応として現行法が生きるのは、今年の3月31日までとなっています。

ケース: 1億円を現金で残しておく場合で、年金受給権で相続する場合

現金で残しておく場合 (何もしない場合) 1億円	年金受給期間 5年以下の場合	7,000万円
	〃 5年超～10年以下の場合	6,000万円
	〃 10年超～15年以下の場合	5,000万円
	〃 15年超～25年以下の場合	4,000万円
	〃 25年超～35年以下の場合	3,000万円
	〃 35年超	2,000万円

相続対策に有効な手段ですので、今年の3月31日までにご検討された方が良いでしょう。

税務レポート 2010.3.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL: 06-6228-3345 FAX: 06-6228-3346

E-mail: asou-tax@nifty.com <http://www.cft-partners.jp>